

池田文書の研究 (二十四)

池田文書研究会

36 明治 年 月十一日

一四一七 (加藤弘之) (池田謙齋)

拝呈、最早例年教師饗応之時節にも相成候、四字部合シテ植  
物園に而右饗応致候而可然やと相考申候、就而ハ本月廿九日  
頃如何、同日は最終月曜日ニ有之御さし支之有無被仰下度、  
尤今般ハ教師之外ハ文部卿輔専門局長二人并教授講師相斗候  
而其他ハ省キ可然尤豫算も其位ニ相成居上ハソレ斗にてさへ  
人員七拾人ニ相成候事、何分助教等迄ニハ到りかね候事ニ  
御座候也

□月十一日

37 明治 年二月二十五日

一四一五 加藤弘之 池田謙齋

拝呈、益御清福奉賀候、然れハ坪井芳洲<sup>①</sup>(同為春)儀当時埼  
玉病院長相勤居頗ル県令之優遇ヲ受居候義ニハ候得とも、同

人も追々老年にも及候事ニ有之、小生ハ子弟之縁も有之候得  
ハ何卒東京ニ差置候様致度種々考居候得とも好場処も無之困  
却致居候、併古代之学者中にてハ先ツ人物ト存し候得とも先  
生ニハ何ソ可然場処御考ハ有之間敷哉、附属病院長ニハ少々  
不適当欵とも存候得とも、世人ハ全ク之ヲ許サ、ル程ニも有  
之間敷哉ト考申候、御考如何可有之哉、尤本人ハ現今県令ニ  
被用居候事故或ハ之ヲ辞スル事ハ随分難義哉も難計候得と  
も、ソレハ猶小生よりも尽力可致ト考申候、猶外場処右も御  
考御坐候ハ、何卒御尽力願上度奉存候、猶拝顔可申上候得と  
も一応御考ノタメ申上置候也、

二月廿五日

池田国手 貴下

加藤弘之

(田中)

(二) 坪井芳洲……はじめ大木忠益。米沢に生まれ、坪井信道に  
学び、その養子となり、のち為春、芳洲と改める。万延元  
年番書調所教授手伝、のち西洋医学所教授となる。明治十  
一年埼玉県立医学学校長兼病院長となり、同十九年三月三  
十一日没 年六十三。

38 明治 年三月九日

一三七五 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿進展(朱字) 加藤弘之

(封筒裏) 緘

拜見、坪井之事ニ付御配意被下、夫レ御相談被下候儀奉謝候事ニ御坐候、医学史編輯之事至極可然尤事ニより、他之書も反訳候様ニ致候得ハ随分便宜可有之ト存候間、可成右様ニ致度、学士会院之事も御心付御尤千万候得とも、右ハ何分公撰之事故小生より申立候事にも参りかね可申候得とも、在京さへ致居候得ハ自然撰挙も致候可相成哉ト存候、就てハ東京大学教授にて年俸千二百円丈ケ給候事にて不都合ハ有之敷哉、実ハ多過キル様ニ候得とも、本人資産之有之にも無之候故、可成右様ニ相成候得ハ安シテ史編之事ニ従事も出来可申ト存申候、右ニて不都合無之御考ニ候得ハ、一応内々本人迄申遣申度、本人県令之寵遇受居候事故、唯今急ニハ右ニ対し決しかね候哉トは存候得とも、右ハ小生より猶取計可申存候間、右金之処一応御考按之儀奉願候也

本人現今八百三拾円位哉に存候間、医学部ニテ百円猶又後々学士会院へ出、一ヶ月式拾五円にも成候得ハ、大抵現今同様位ニ相成居候事ニ御坐候也

三月九日

(齋藤)

39 明治 年五月五日

一三九七 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿 加藤弘之

(封筒裏) 緘

昨日は尊書拜見、坪井翁之事御配意被下難有、然ルニ本人今急ニ先方ヲ去ル事ハ随分六ヶ敷も可有哉ト存候、且金も余程之減少ニテハ此方より申聞候も氣之毒ニモ有之候間、先当分見合置可申哉ト存候、先ハ此義御答致置候、猶拜顔可申上候也

五月五日

(田中)

40 明治(二七)年二月三日

三一四〇 (加藤弘之) 欠

先達て三宅之話ニ医院ニて是迄内科部長外科部長之別有之候処、部長之字も不都合ニ有之旁自今ハ桐原一人ヲ医院長と致し可然旨申聞候、右ニて櫻村之不平ハ有之間敷哉、且又右之様ニ改メ候得ハ病院之三浦ハ負託副長之事ニ致、本長ハ無之ニて可然、又ハ三浦ヲ本長ニ致候方可然哉、此義御相談申上候、御勘考之上若し近日火土両曜日中御出部ニ候ハ、其せつ御相談可成候、若し近日右両日中御出部無之候ハ、御書面ニ而御答被下度奉願候

二月三日

(1) 桐原……桐原真節、東京大学医学部教授、明治十五年九月から十七年六月まで第一医院管理。のち花岡と改姓。

(2) 櫻村……櫻村清徳、米沢藩士。幕府医学所に入り、明治二年大学東校に入る。明治十年東京大学医学部教授となり、同十七年ドイツに留学。明治十九年職を辞して山龍堂医院を建てる。明治三十五年没、年五十六。

41 明治(十七)年三月四日

一四二一 (加藤弘之) 欠

拝見御所勞御用心可被成候、櫻村之事先日石黒よりも話有之、跡之処花岡等にて都合出来得ハ許可可然ト存候、尤本人ハ婦朝ノ上猶大学ニ被用候事ヤ、其辺取極置度ト申居候よし、婦朝後同様相用可然小生ハ考申候、貴意如何、非職之事先日井上哲二郎申有之ハ六ヶ敷有之、其例ニヨレハ六ヶ敷ト存候、併如何哉猶文部省へ相談可致存候、此段御答申上候也  
三月四日

(齊藤)

(1) 花岡……旧姓桐原真節。明治十七年六月東京大学付属第一医院長兼務となる。同年十月七日病死。

42 明治(十七)年三月二十七日

三三三六 (加藤弘之) 欠

① 永井来月十五日婦朝のよし、就てハ例之百五十円之件ハ貴下一度文部卿へ御内話置被下度、小生にてハ何分未知之人故都合ト存候間、此段申上候也  
② 三月念七

③ 乍序申上候、豚児事未タ卒業前ニ有之、且ハ性質魯鈍物にて覺束ハナク候得共、一向唯今より留学為致度、岩佐櫻村之部ニ同道頼置候、此段(欠)

(齊藤)

(1) 永井……長井長義、明治四年ドイツ留学、薬学を学び、明治十七年帰国し、明治二十六年帝国大学医科大学教授となる。日本薬学会会頭。昭和四年没。

(2) 前注・後注より明治十七年と推定される。

(3) 豚児……弘之の長男加藤照磨、文久三年生れる。明治八年外国語学校に入りドイツ語を学び、ついで東京大学医学部に入る。明治十七年ドイツ留学、ベルリン大学、ミュンヘン大学に学びのちウィーン大学に転じる。二十一年婦朝し、待医局に勤務、待医となる。大正十四年没。

43 明治(十七)年五月三十日

一四二二 (加藤弘之) (池田謙斎)

御状議申度儀ハ<sup>①</sup>ベルツの事ニ有之候、内述ベルツ儀ニ付獨乙公使よりも類ニ外務卿文部卿へも猶ニケ。年之延期依頼有之よし、右ハ万事ニ付全ク拒絶候も難致事情も有之よし、何卒一年。丈にても延期致呉候様文部卿よりも内話有之、右ヲ御状議可致ト考候事ニ御坐候、右ハ無執事故右之通りニ致し候てハ如何哉、御異存ナケレハ別ニ御出学ニハ及不申候、御異存アレハ御申聞被下度候也

五月三十日

(齊藤)

- (1) ベルツの事……ベルツの明治十七年第一回目の帰国の事。石黒忠意の書簡四二六参照。
- (2) 前注より明治十七年と推定される。

44 明治(十七)年十一月一日

一四二六 (加藤弘之) 欠

<sup>①</sup>佐藤に医院長ヲ托シ度ハ小生之同意ニ御坐候処、到底同氏ハ右様之事ハ引受申間敷トノ説も有之候故申出ハ不致候処、先

日服部か他之談話之序ニ聞取候処ニテハ随分引受申間敷にも無之様子之よし、就てハ小生ハ何卒右様致度ト考申候、御異見も無之候ハ、例之勅之事取計、右出来候上ハ右院長之儀ヲ托申度、御説如何可有之哉御問合申上候也

- (1) 佐藤……佐藤進、佐藤尚中の養子。明治二年ベルリン大学に留学、帰朝後養父尚中を助けて順天堂病院で外科治療。西南の役に際して陸軍軍医総監となり大阪に出張し臨時病院長となる。また東京大学医学部講師兼院長となる。男爵。大正十年没。年七十。
- (2) 佐藤進が、東京大学付属第一、第二医院長を兼務することになった明治十八年三月以前で、明治十七年と推定される。

45 明治(十七)年十二月二十八日

一三七二 加藤弘之 池田謙斎

(端裏書)

池田様

拝呈、益御清福奉賀候、小生熱海着無事罷在候条、御休神被下度奉願候、諸例之佐藤之件ハ如何可有之候哉、到底本年中ニハ運ヒ不申事ト存候、併し何卒十分御申込置被下、来年早々相運候様ニ致度、此段只管御依頼申上置候、猶其他大学

之件万事可然御頼申上候、右一寸申上度如此御坐候、敬具  
十二月廿八日夕

池田国手

貴下

加藤弘之

(斉藤)

46 明治(十八)年二月二十四日

一三七九 加藤弘之 池田謙斎

(封筒表) □田侍医殿 内展

(封筒裏) 加藤弘之

佐藤嘱托之件、石黒・三宅より本人へ相談之处、大凡ソ承諾之趣、就てハ先ツ文部省之方十分キマリヲ付置不申候てハ他日不都合有之候てハ不宜候故、三宅同道文部省へ参り、卿ノ内諾ヲ受ケ置候筈ニ相談仕候、此段御承知迄ニ申上置候、種々御尽力之段奉謝候也

二月念四

(斉藤)

47 明治(十八)年二月二十六日

一三八四 加藤弘之 池田謙斎

御相談致度義御座候間、<sup>①</sup>来二日(月曜)午後一時ヲ本学へ御出頭有之度、併二日ニ御差支ニ候ハ、翌三日(火曜)午後一時ヲ御出頭被下度、尤小官都合モ有之候間、御差支之有無并ニ御出頭日トモ御回答被下度、此段申進候也

二月廿六日

加藤弘之

池田謙斎殿

(1) 来二日(月曜)……明治十年代で三月二日が月曜なのは十八年のみ。

(2) 前注より明治十八年と推定する。

48 明治(十八)年 月 日

三一三二 (加藤弘之) 欠

一昨々日、文部卿より呼ニ参り、猶部長等よりも意見申出候様申置候、併し大学にてハ例之理学部合併ニて、大ニ節減之道ハ立候事ニ御坐候、(欠)  
出頭候処、今般同省ニて種々改正節減之道相立候ニ付てハ、諸学校ニても從來不都合ハ無之トハ存候得共、猶勘考可在と諭し有之候、尤部長等も出省之事故(欠)

(斉藤)

(1) 理学部合併……明治十八年九月七日それまでの神田から本郷に移転。法文学部及び医学部の諸建物を利用したもので、移転費はすべて学内経費の節減で行なわれた。

49 明治 年七月二十三日

一三七七 加藤弘之 池田謙斎

(封筒表) 池田謙斎殿 加藤弘之

(封筒裏) 願用

拝呈、益御安寧奉拝賀候、然れハ先日足立精斎より小生親戚老人御診察相願、御手数之御事奉存候、右ハ到底六ヶ敷病氣トハ存候得共、近日御宿直御帰りがけにても、一寸御立寄被下候ハ、難有奉存候、右老人ハ当分小生方へ逗留致居候間、此段相願候也

七月廿三日

(斉藤)

50 明治 年十一月二日

一四二一 加藤弘之 池田謙斎

(封筒表) 池田謙斎殿 加藤弘之

(封筒裏) さし置

謹呈、病人も御厚庇にて追々快方之段難有奉存候、此上共猶よろしく奉願候、借足立精斎事ハ先年より御心配ヲ以テ第二院へ出候処、診察掛も何分用立不申よしにて器品課へ為移転候処、今度合併ニ付諸課人減之際、器品課にて右足立ハ用立不申ト申事にて近々減シ候之口ニ相成候、右ハ実ニ用立不申人物にて何分保護スル事も出来不申、家族杯ハ氣之毒千ワナガラ実ニ致方無之事ニ御坐候、此上ハ到底他ニ頼候とても右様の人物ヲ用候場処も無之ト存候ニ付てハ如何敷儀ナレトモ、貴家にて何ソ調査所辺ニ御使役被下候事ニハ相成申間敷哉、金八月々五六円にても御惠ミ被下候得ハ其上ハ無之事ト存候、小生も子供之学校授業料位ハ惠ミ遣申度ト存候、実ニ端的乞食同様之始末ト存候間右御相談申候、猶拝願可申上候得共一應此段申上候也

十一月二日

(田中)

51 明治(十八)年十一月四日

一三七八 加藤弘之 池田謙斎

(封筒表) 駿河台北甲賀町 池田謙斎殿 急ギ差置

(封筒裏) 上式番町四十四番地 加藤弘之(消印)

拝呈、益御清福之段奉賀候、然レハ例之足立之件ハ一兩日中二ハ検印ニ出候運ト存候ニ付てハ、何か御考も御坐候ハ、至

急ニ御取計奉願候、併小生ハ何分心持も不宜候得とも、貴下  
之御考ニテ可然様ニ奉願候也

十一月四日

(齊藤)

52 明治 年二月六日

一四〇六 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿 足立氏持参

(封筒裏) 加藤弘之

拜啓、其後御無音ノミ申上候処益御清福之段奉賀候、然レハ  
唐突ニ御坐候得共足立精齋父子より願具候様申出候ニ付左之  
件御依頼申上候

足立謙吉事三年前より岡山医学部へ奉職致居、年俸も相  
応ニ拝受致居候得共、何分親子遠方ニ離レ居り候て付養  
も出来不申、且ハ本人将来高等官志願之処何分岡山にて  
ハ右高等官之試験準備モ出来不申候事ゆへ、東京勤務願  
居候得共、相応之年俸にてハ東京ニ地位も無之候処、幸  
ヒ貴下ハ大隈外相ト御懇意之よしゆへ、貴下より同相へ  
御依頼被下候て外交官等へ採用相成候ハ行クハ或ハ  
公使館・領事館等ニ勤務も出来可申哉ト存候事ゆへ、何  
卒貴下之御尽力ヲ以テ右外相へ御依頼奉願度、就てハ精  
齋自身参上候て貴下へ懇願申上候事ナレトモ一応小生ヨ

リモ願具候様申出候ニ付此段小生ニ於ても願上候、御迷  
惑之至リト奉存候得共何分よろしく奉願候事ニ御坐候、  
先ハ右迄匆匆拜具

二月六日

加藤弘之

池田国手

坐下

再日、照磨事毎々御懇切手ヲ蒙り居候段難有奉存候、此  
上共何卒宜敷奉願候事ニ御坐候也

(田中)

53 明治 年三月三日

一四一四 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿 足立氏持参

(封筒裏) 加藤弘之

外交官

外務属

拜啓、兎角寒暖不定存候処益御清福適奉賀候、然レハ足立生書  
面差越、貴下種々御厚配被下候て難有御礼申上様も無之次  
第、猶小生よりも御礼宜敷申上具候様ニト申越候、就てハ外  
務之方外交官ト申シテハ随分六ヶ敷可有之ニ付、可相成ハ一  
時外務属ニても採用相成候ハ、可及大勉強致度ニ付、度々御  
手数恐入候得とも右属の辺へ採用之儀何卒今一応貴下より外

相へ御依頼願上度ニ付、小生よりも願呉候様申越候、委曲ハ  
足立老人参上可相願候ニ付何卒宜敷様ニ奉願奉存候、此段猶  
又添書ヲ以テ奉願上候、勿々拝具

三月三日

加藤弘之

池田博士殿

坐下

猶又属之辺へ採用之幸福ヲ得候事候得ハ乍自由四拾円又  
ハ三拾五円位之処何分奉願度申出候、自由ケ間敷候得共  
此段も併セテ願上置候也

(田中)

54 明治 年七月九日

一三八三 加藤弘之 池田謙齋・石黒忠恵

貴翰拝誦、陳者来十二月午後二時ヨリ御来駕可有之旨ニテ  
云々、未諭之趣領承、右は差支無之候条此段及御回答候也

七月九日

加藤弘之

池田謙齋殿

石黒忠恵殿

(斉藤)

55 明治 年六月二十三日

一三八八 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿 加藤弘之

(封筒裏) 差上置

明日文部省へ参り一応相談致置候間、猶御相談之為メ明朝八  
時過ニ、小生尊館へ罷出可申候条、此段一寸申進置候

六月廿三日

(斉藤)

56 明治 年一月十五日

一三九九 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿 加藤弘之

(封筒裏) さし置

昨日は尊翰ヲ賜り、来ル廿日御寵招ニテ兩人参上候様被仰下  
難有奉謝候事ニ御坐候、然ルニ生憎同日は弊屋へも招客致候  
手続致置候儀ニ付、甚残念御坐候得共同日ハ参上仕りかね候  
間此段御承了被下度奉願候也

一月十五日

先日ハ頂戴もの難有奉謝候事ニ御坐候、御右之件ハ明日  
文部卿へ申談心得御坐候也



(田中)

57 明治 年六月六日

一三八〇 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿 加藤弘之

(封筒裏) 願用 六月二日夕方

謹呈、尔来御疎濶申上候処、弥御安泰珍重奉存候、然レハ二男晴彦、右ハ先年も病氣之せつ御診察奉願候処、其後漸々健康相成候処、七八日前より風邪之様にて熱発烈敷、其後熱氣大ニ減し候得とも猶出没有之、且数日同様にて困却罷存候趣にて、常々依頼致置候竹内氏、当節忌引中にも有之、何分診察も出来不申候間、甚恐入候得とも何卒明日にも若し皇居え御当番被為在候ハ、一寸御立寄被下候ハ、誠ニ難有奉存候、此段願上度乍略義書中申上候、敬具

六月六日

加藤弘之

池田国手閣下

小生宅ハ御承知にも御坐候得共、番地ハ上二番町四十四番地ニ御坐候、

(斉藤)

(1) 竹内……侍医竹内正信か。

58 明治 年六月十三日

一四〇一 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋殿 加藤弘之

(封筒裏) 品物添

謹呈、過日ハ二男病氣ニ付御診察奉願候処、早速御枉駕被下候段難有奉謝候、追々快方相趣候ニ付此段申上候、是ハ乍輕少右御札之印迄ニ拝呈仕候、御咲留奉願上候、猶拝顔御礼可申上候也

六月十三日

(田中)

59 明治 年一月二十五日

一三六〇 加藤弘之 池田謙齋

益御安寧大慶之至奉存候、陳ハ安太郎両三日前より風邪之処、当分之事ニ存居候、何分食氣無之、殊ニ熱氣も同篇ニ有之候間、御都合ニ而御見舞被下候様相願度、尤今朝ハ熱氣も少々減し候哉ニ有之候、何分御繰合之程奉希候也

一月廿五日

加藤

池田様

(遠藤)

60 明治 年十月九日

一三七四 加藤弘之 池田謙斎

(封筒表) 池田謙斎殿 品物添

(封筒裏) 加藤弘之

拝呈先日は遠方難有仕合奉存候、一寸過日御玄閑迄御礼参上仕候得とも、御取込之御様子故申上置候、病児事も先ツ日々少々ツ、ハ快方之よし候、竹内氏も被申聞大悦致居候事にて御坐候、此儀御休神被下候様奉願上度、此品ハ乍輕少先日之御礼之印迄ニ進呈仕候、御咲留之儀奉願上候、猶拝顔之上可奉申上候、拜具

十月九日

(齊藤)

61 明治 年十月五日

一三七六 加藤弘之 欠

(端裏書) 加藤弘之

今日は先日之御礼ニ参上仕候、先日は早速ニ御見舞被下、難有奉謝候、其後竹内氏も全快ニて数度被参呉、既ニ昨今ハ漸次快方之場合ニ御坐候条、此段不取敢御礼申上候也、猶拝顔

之上申上候也

十月五日

加藤弘之

62 明治 年十二月三十日

一三八一 加藤弘之 池田謙斎

若今明日中ニ奉願候ハ、誠ニ大幸不過之候也

月迫之処弥御安泰珍重奉賀候、然レハ小生妻之母、小生方へ同居候処、先日より病氣、何か腹内へ腫物出来候哉之旨竹内氏被申聞、いろく心配致被呉候、就てハ一応先生之御診察ヲモ願度、竹内氏へも相談之上、同氏より先生へ被願呉候様被申聞候ニ付てハ恐入候得共一兩日中、宮内省より御退出之折ニても一寸御立寄御診察被下様奉願上度、月迫之節甚恐入候次第二御坐候得共、此段偏ニ奉希上候、拜具

十二月三十日

加藤弘之

池田国手

梧右

(齊藤)

63 明治(三十)年七月二十六日

一三九二 加藤弘之 池田謙齋

(封筒表) 京都御所侍医局ヨリ御届 池田謙齋殿

(封筒裏) 東京上貳番町四十四 加藤弘之

拝啓、平常御無音ノミ申上恐縮ニ不堪奉存候処、先日ハ少々御不快ニ被為在よし、其後追々御快方ニ有之候哉御案思申上候、折柄炎暑之事ニモ御坐候得ハ、特ニ御加養ヲ奉侍候事御坐候、先ハ不取敢一応御見舞申上候、早々拝具

七月二十六日

加藤弘之

池田博士殿

坐下

(斉藤)